

○阿波市営繕系工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿波市が発注する営繕系工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、現場閉所による週休2日を確保する工事（以下「週休2日工事」という。）を実施する上で、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業又はコンクリート養生、レイトンス除去等の品質管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態（降雨、降雪等により、1日を通して現場及び現場事務所を閉所した場合を含む。）をいう。

(2) 週休2日 完全週休2日、月単位の週休2日又は通期の週休2日であることをいう。

(3) 完全週休2日 1週間を土曜日から金曜日までとした全ての対象週において、原則として現場閉所日を土曜日及び日曜日（夜間工事においては、土曜日から日曜日にまたぐ夜間及び日曜日から月曜日にまたぐ夜間をいう。）とし、1週間に2日以上以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象週のうち、日数が7日に満たない週は、当該週に含まれる土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(4) 月単位の週休2日 全ての対象月において、月間現場閉所率が28.5パーセント以上又は月の対象期間に含まれる土曜日及び日曜日の日数以上の現場閉所日数であることをいう。

(5) 通期の週休2日 通期現場閉所率が、28.5パーセント以上であることをいう。

(6) 対象期間 契約工期のうち、次の期間を除いた期間をいう。

ア 現場事務所の設置、事前測量等を含む契約工期の初日から現場に継続的に常駐を開始する日の前日までの準備期間

イ 資機材の搬出、清掃等を含む現場完成日の翌日から契約工期の最終日までの後片付け期間

ウ 年末年始休暇（6日間）及び夏季休暇（3日間）

エ 工場製作のみの実施期間

オ 発注者があらかじめ対象外としている期間

カ 工事全体を一時中止している期間

キ 受注者が、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされると発注者が認める期間

(7) 月間現場閉所率 月の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(8) 通期現場閉所率 全体の対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。

(対象)

第3条 週休2日の取組対象とする工事は、次の各号のいずれにも該当しない建築積算工事のうち、発注者が対象とした工事とする。

- (1) 災害時の応急復旧工事又は災害復旧事業による工事
- (2) 現場での対象期間が1か月未満の工事
- (3) 地域、施設等の実情により実施が困難な工事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

2 対象とする工事は、入札閲覧資料に発注者指定型又は受注者希望型であることを明示するものとする。

(取組型式)

第4条 週休2日の取組型式は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、入札閲覧資料により、週休2日の取組を必須とした工事
- (2) 受注者希望型 発注者が、入札閲覧資料により、受注者が週休2日の取組を希望することができるとした工事

(当初設計金額の算定)

第5条 当初設計金額は、労務費等に対して、別に示す現場の閉所状況が完全週休2日の補正係数を乗じて算定する。

(工期の設定)

第6条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(受注者からの取組希望)

第7条 受注者希望型において、週休2日の取組を希望する受注者は、契約後速やかに、別に示す様式にて、取組の意思を発注者に通知しなければならない。

(取組内容)

第8条 受発注者は、契約後速やかに協議し、週休2日に関する取組内容等について確認しなければならない。

2 受注者は、原則として、土曜日及び日曜日を現場閉所日とした月間の計画書を、別に示す様式にて作成し、初月分は契約後速やかに、初月以外は計画月の前月末日までに、発注者に提出し、確認を受けなければならない。

3 受注者は、週休2日を達成するために、適切に工程を管理しなければならない。

4 発注者は、やむを得ない場合を除き、計画した現場閉所日に作業が発生するような指示等はしてはならない。

5 受注者は、計画した現場閉所日を作業日とする場合又は計画した作業日を現場閉所日とする場合は、その理由、振替の有無、振替日等を記載した書面により、事前に発

注者に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事由であると発注者が認める場合は、事前に口頭により報告し、後日、書面により報告することができる。

- 6 完全週休 2 日に取り組む工事において、受注者の責めによらず土曜日又は日曜日に施工せざるを得ない場合は、発注者と事前に協議し、土曜日又は日曜日に変わる現場閉所日を同一の週で決定するものとする。
- 7 完全週休 2 日に取り組む工事において、災害対応等の受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間が生じ、土曜日又は日曜日に変わる代替日の設定が困難である場合は、受発注者間で協議し、対象期間外とする期間を決定するものとする。
- 8 発注者は、第 5 項の規定による事前の報告がなく、是正を繰り返し指示しているが是正されないと判断した場合は、週休 2 日の達成を認めず、週休 2 日の取組を打ち切ることができる。
- 9 受注者は、原則として、月間の実施報告書を、別に示す様式にて作成し、実施月の翌月 10 日までに提出し、現場完成月分は、別に示す履行報告書と合わせて、完成後速やかに発注者に提出し、現場閉所の状況を報告しなければならない。
- 10 発注者は、現場の確認状況、工事関係書類等から実施報告内容を確認し、必要に応じて工事日報等の書類提出を受注者に依頼することができる。この場合において、受注者は、速やかに書類を提出しなければならない。
- 11 発注者は、前項の実施報告内容に虚偽があると判断した場合は、週休 2 日の達成を認めず、週休 2 日の取組を打ち切ることができる。
- 12 発注者は、実施報告内容等を確認し、週休 2 日の達成を判別する。

(現場閉所率の算定)

第 9 条 月間現場閉所率は、次式により算定する。この場合において、月間現場閉所率に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

月間現場閉所率 = 月の対象期間内の現場閉所日数 ÷ 月の対象期間内の日数 × 100%

2 通期現場閉所率は、次式により算定する。この場合において、通期現場閉所率に小数点以下 1 位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

通期現場閉所率 = 通期の対象期間内の現場閉所日数 ÷ 通期の対象期間内の日数 × 100%

(経費負担の変更)

第 10 条 完全週休 2 日の条件を満たさない場合は、第 5 条に規定する補正係数を別に示す現場の閉所状況が月単位の週休 2 日の補正係数に変更する。

2 月単位の週休 2 日の条件を満たさない場合は、労務費等を、別に示す現場の閉所状況が月単位の週休 2 日の補正係数にて除して、変更する。ただし、完全週休 2 日の条件を満たす場合は、この限りでない。

(工事成績への反映)

第 11 条 週休 2 日を達成した場合は、通期の週休 2 日達成を除き、週休 2 日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。この場合において、週休 2 日への取組姿勢等に

関して、発注者から文書による是正指示があった、又は受注者の責めにより通期の週休2日が未達成であった場合は、工事成績評定において評定点を減ずる。

(留意事項)

第12条 週休2日の確保を理由とする工期延伸は、認めない。

2 発注者が、準備期間後、正当な理由がなく施工していない期間、意図的に現場完成日を先延ばししている期間等があると判断した場合は、当該期間は、現場閉所日として認めない。

3 発注者が、受注者の取組状況が週休2日工事の趣旨に合わないとは判断した場合は、達成を認めず、週休2日の取組を打ち切る場合がある。

4 発注者が、実施報告書等の関係書類に虚偽があると判断した場合は、達成を認めず、指名停止措置の対象となることがある。

(アンケート調査)

第13条 週休2日の取組対象とされた工事の受注者は、発注者から週休2日工事に係るアンケート調査の依頼があった場合は、協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めのない事項については、受発注者が協議して定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

阿波市営繕系工事における週休2日工事実施要領第5条及び第10条に規定する補正係数は、次のとおりとする。

- 1 複合単価の労務単価は、次の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

現場の閉所状況	月単位の週休2日	完全週休2日
労務費	1.02	1.02

- 2 現場管理費は、次の補正係数を乗じて補正する。

現場の閉所状況	完全週休2日
現場管理費	1.01

- 3 市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正係数を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修及び解体工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正係数
- ・補正市場単価 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正係数
- ・補正市場単価 × 改修補正係数

(参考)

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章9(2)口の表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正係数を用いること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正係数を用いた次の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修及び解体工事の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正係数

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正係数

- 4 単位施工単価の補正は次のとおりとする。

ベース単価については、複合単価に含まれる労務単価に1記載の補正係数を乗じて補正する。

シフト単価については、次の式により補正する。

補正単位施工単価は、補正した単位施工単価により補正する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

週休2日補正後のシフト単価 = 工事場所の材料単価、補正係数を乗じた労務単価から算定したベース単価

×

物価資料掲載の同一規格・仕様で、
工事場所の都市のシフト単価

物価資料掲載の同一規格・仕様で、
工事場所の都市のベース単価

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

週休2日補正後のシフト単価 = 工事場所の材料単価、補正係数を乗じた労務単価から算定したベース単価

×

物価資料掲載の同一規格・仕様で、
地区を包括する代表都市のシフト単価

物価資料掲載の同一規格・仕様で、
地区を包括する代表都市のベース単価

表A-2 建築工事の補正係数

工 種	摘 要※	月単位の週休2日 完 全週休2日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 （ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

表E-2 電気設備工事の補正係数

工 種	摘 要	月単位の週休2日 完 全週休2日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
配管工事	電線管、2種金属線び及び 同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正係数

工 種	摘 要	月単位の週休2日 完 全週休2日	
		新 営 補正係数	改 修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 （ユニットを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22